

大阪市告示第469号

大阪市国民健康保険条例（昭和36年大阪市条例第3号）第14条第1項、第14条の2の5第1項、第14条の6及び第14条の11の規定により、令和8年度分大阪市国民健康保険料に係る保険料率を次のとおり決定したので、大阪市国民健康保険条例施行規則（昭和36年大阪市規則第23号）第15条の規定に基づき告示する。

令和8年4月1日

大阪市長 横山英幸

1 基礎賦課額の保険料率

(1) 所得割	100分の9.50
(2) 被保険者均等割	34,990円
(3) 世帯別平等割	
ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯	33,908円
イ 特定世帯	16,954円
ウ 特定継続世帯	25,431円

2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

(1) 所得割	100分の3.06
(2) 被保険者均等割	11,191円
(3) 世帯別平等割	
ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯	10,845円
イ 特定世帯	5,423円
ウ 特定継続世帯	8,134円

3 介護納付金賦課額の保険料率

(1) 所得割	100分の2.60
(2) 被保険者均等割	18,682円

4 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率

(1) 所得割	100分の0.28
---------	-----------

(2) 被保険者均等割 1,745円

(3) 18歳以上被保険者均等割 96円

(福祉局生活福祉部保険年金課)